

協議第 23 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 16 年 2 月 18 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
<p>1. 農業委員会の委員については、新町に 1 つの農業委員会を置き、2 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後、平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2. 選挙の単位は、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項の規定を適用し、選挙区制の導入とする。但し、選挙区については浜坂町、温泉町のそれぞれの区域とする。</p> <p>3. 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は、17 人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町 8 人、温泉町 9 人とする。選任による委員は、議会推薦は 4 人とし、農業団体推薦委員 1 人とする。合併後初めて行われる一般選挙から適用する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議